

令和6年度大和郡山市住宅エコリフォーム助成商品券交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅の居住環境の質の向上及び市内経済活性化を図るため、大和郡山市商工会が発行する市内共通商品券（以下「商品券」という。）を予算の範囲内において交付する大和郡山市住宅エコリフォーム助成商品券交付事業（以下「住宅エコリフォーム事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 商品券の交付対象者は、次条に掲げる商品券の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）に第4条に掲げる工事を施工した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時において、対象住宅の所在地に1年以上継続して住民登録を有している者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 対象住宅に係る固定資産税を滞納していないこと。
- (4) 対象住宅の所有者（区分所有者を含む。以下同じ。）又はその親族であること。
- (5) 令和元（平成31）年度以降に施行の住宅エコリフォーム事業における商品券の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による商品券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその同居者が大和郡山市暴力団排除条例（平成23年大和郡山市条例第21号）第2条第1項に規定する暴力団員であるときは、交付対象者から除くものとする。

(対象住宅)

第3条 対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、同一敷地内にある住宅等については離れ等の場合でも、同一の住宅として取り扱うものとする。

- (1) 市内に位置する住宅及び共同住宅（店舗、事務所等居住の用に供する以外の部分がある場合は、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供するもの（以下「併用住宅」という。）に限る。）であること。
- (2) 建築後1年以上が経過している住宅であること。
- (3) 賃貸住宅でないこと。
- (4) 令和元（平成31）年度以降に施行の住宅エコリフォーム事業における商品券の交付の対象となっていない住宅であること。

(対象工事)

第4条 商品券の交付対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を置く事業者が見積・契約・施工する工事であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの工事(塗装のみの工事は除く。)を含むこと。ただし、住宅の増築を含む工事においては、住宅の既存部分において施工している場合のみ対象とする。
 - ア 窓・ドアの断熱改修
 - イ 外壁、屋根、天井又は床に断熱材を使用する断熱改修
 - ウ 節水型トイレ設置
- (3) 外構工事の費用を除く工事に要する総費用（消費税及び地方消費税を含む。）が40万円以上であること。
- (4) 当該工事において本市の他事業による補助を受けていないこと。
- (5) 令和7年3月21日までに第9条の完了実績報告を行える工事であること。

（交付額）

第5条 商品券の交付額は、1件あたり5万円とする。

2 商品券の交付は、1回限りとする。

（申請手続き）

第6条 申請者は、対象工事着工前に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 大和郡山市住宅エコリフォーム助成商品券交付申請書（様式第1号）
- (2) 対象工事の見積書
- (3) 対象工事の計画箇所の工事着工前写真（撮影日が確認できるもの）
- (4) 併用住宅の場合、工事計画図面（居住の用に供する部分及びその他の部分の面積等が確認できるもの）
- (5) 同意書（様式第1号の2）又は申請者の住民票の写し及び市税の納税証明書（令和5年度分の市県民税、固定資産税、軽自動車税）
- (6) 対象住宅に係る建物登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し等、対象住宅の所有者を確認することができる書類
- (7) 申請者と対象住宅の所有者が異なる場合にあつては、対象住宅に係る固定資産税の納税証明書（令和5年度分）
- (8) 対象工事において使用する製品の性能を証明する書類（製造者、商品名、品番等が分かるもの）
- (9) 代理申請を行う場合にあつては、委任状
- (10) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、申請に係る商品券の交付額が予算額を超えたときは、申請の受付を終了する

ことができる。

(交付決定)

第7条 前条第1項の申請があった場合において、市長は内容を審査し適当であると認めるときは、予算の範囲内において商品券の交付決定を行い、大和郡山市住宅エコリフォーム助成商品券交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行うに当たって必要があると認めるときは、現地調査を行うことができる。

3 第1項の審査により、商品券を交付することが不適当と認めるときは、商品券の不交付を決定し、その旨を大和郡山市住宅エコリフォーム助成商品券申請却下決定通知書（様式第3号）（以下「却下決定通知書」という。）により、申請者へ通知するものとする。ただし、却下決定通知書を受けた者は申請内容を改めることで、前条第1項の申請を再度提出できる。

4 申請者は、第1項の交付決定後において、申請内容に変更が生じたときは速やかに市長に報告するものとする。なお変更により要件を満たさなくなった場合は、申請者は速やかに次条第1項の申請の取消を行わなければならない。

(申請の取消)

第8条 前条第4項の規定により、申請を取り消す申請者（以下「届出者」という。）は、速やかに大和郡山市住宅エコリフォーム助成商品券交付申請取消届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は前項の申請取消について承認したときは、大和郡山市住宅エコリフォーム助成商品券交付申請取消承認書（様式第5号）により届出者へ通知するものとする。

(完了実績報告)

第9条 第7条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）は、対象工事完了後1箇月以内で、かつ令和7年3月21日までに下記に掲げる書類により完了報告をしなければならない。

(1) 大和郡山市住宅エコリフォーム助成商品券交付申請工事完了実績報告書（様式第6号）

(2) 請負工事契約書の写し

(3) 撮影日及び製品表示ラベルが確認できる工事後の写真

(4) 撮影日及び製品表示ラベルが確認できる工事中の写真（外壁、屋根、天井又は床に断熱材を使用する断熱改修工事に限る）

(5) 工事代金領収書の写し

(6) 代理申請を行う場合にあっては、委任状

(7) その他市長が必要と認めるもの

(交付確定)

第10条 前条の完了実績報告書類の提出後、市長は申請内容と実績内容を審査し適当であると認めるときは、大和郡山市住宅エコリフォーム助成商品券交付確定通知書（様式第7号）（以下「確定通知」という。）により被交付決定者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行うに当たって必要があると認めるときは、現地調査を行うことができる。

3 第1項の審査により、申請内容と実績報告が異なるなど商品券を交付することが不相当と認めるときは、商品券の不交付を決定し、その旨を大和郡山市住宅エコリフォーム助成商品券不交付決定通知書（様式第8号）（以下「不交付決定通知書」という。）により、被交付決定者へ通知するものとする。

4 前項の不交付決定通知書を受けた者は、当該工事について第6条第1項の申請及び第9条の実績報告を再度行うことができないものとする。

(交付手続き)

第11条 商品券の交付事務については、大和郡山市商工会と「市内共通商品券売買・交付についての覚書」を交わし、大和郡山市商工会に委託するものとする。

2 確定通知を受けた者は、令和6年度末までに商品券の交付を受けるものとし、商品券の交付を受ける際、大和郡山市商工会に対して確定通知を提示し、また商品券と引き換えに受領書を記入しなければならない。

(交付の取り消し)

第12条 前条により商品券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は大和郡山市住宅エコリフォーム助成商品券交付決定取消通知書（様式第9号）により、交付の取り消しを行い、交付した商品券の全部に相当する額の金銭の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他関係法令に違反したとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により、商品券の交付を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、商品券の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和7年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の令和6年度大和郡山市住宅エコリフォーム助成商品券交付事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる申請手続きにおいて適用する。